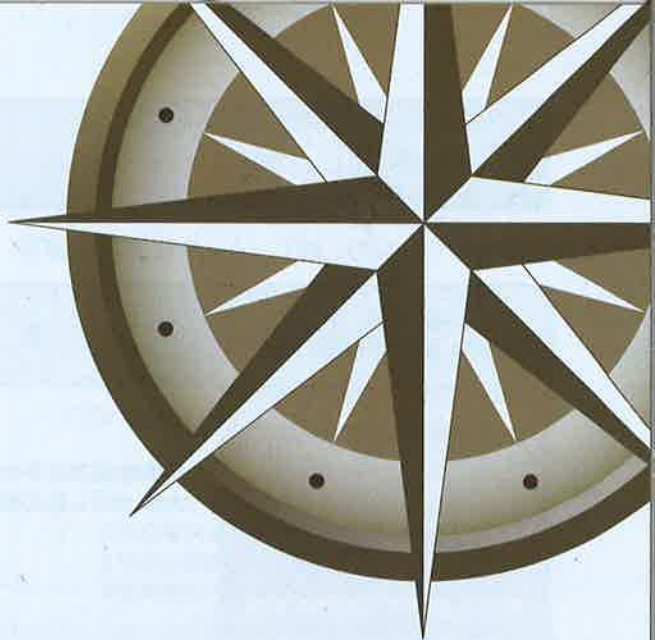


W



S

平成29年度 地域活性化事業
(平成28年10月募集分)

助成金のご案内

県内企業の研究開発・新事業立上げ
販路開拓をサポートします!

募集期間

平成28年10月3日(月)～
平成28年12月2日(金)

17:00必着

※事前相談を平成28年11月18日(金)
までに受けて下さい。

助成対象期間

平成29年4月3日～平成30年1月末日

SIF 公益財団法人
静岡県産業振興財団
<http://www.ric-shizuoka.or.jp/>

研究開発

研究開発支援チーム TEL:054-254-4512

事業名 (助成率、単年度限度額)(期間)	事業内容	対象者 ^(※5)
産学官連携研究開発助成事業 (10/10以内、1,000万円) (1年以内) 成長分野 ^{*1} に対する 特別予算枠あります	新技術・新製品等の実用化を目的とした研究開発を 大学、県内公設試験研究機関と連携して行う事業	学(大学または高専)または官(県内公設試験研究 機関)と連携して研究を実施する中小企業者 ^(※2)
中小企業研究開発助成事業 (2/3以内、500万円) (1年以内) 成長分野 ^{*1} に対する 特別予算枠あります	新技術・新製品等の実用化を目的とした研究開発を 行う事業	中小企業者 ^(※2)
創業者研究開発助成事業 (2/3以内、200万円) (1年以内)	新技術・新製品等の実用化を目的とした研究開発を 行う事業	創業者 ^(※3)
静岡新産業集積クラスター 研究開発助成事業 (2/3以内、500万円) (1年以内)	静岡新産業集積クラスターの形成促進に資するもの で、ア〜クの公的資金を活用した研究による成果の 実用化・事業化を目的とした研究開発を行う事業 ア 知的クラスター創成事業 イ 都市エリア産学官連携促進事業 ウ 地域イノベーション戦略的支援プログラム エ 地域イノベーションクラスタープログラム オ 地域結集型研究開発プログラム カ 地域新生コンソーシアム研究開発事業 キ 地域新規産業創造技術開発費補助事業 ク ア〜キに掲げる事業以外で理事長が認めた事業	中小企業者 ^(※2)
対象経費		
原材料費	原材料、副資材、治工具及び消耗品等の購入に要する経費	
機械装置購入等経費	機械装置又は工具器具の購入、製造、改良、据付け、借用、保守、修繕に要する経費 *研究開発を行うために必要不可欠なものに限る。 *機械装置、測定機器等は、レンタル・リースを原則とする。なお、汎用品と判断されるものは対象外	
外注加工費	設計図などの自社からの指示で、外部へ加工依頼することに要する経費	
産業財産権等の導入経費 (クラスター事業のみ)	既存の特許等を活用するために要する経費	
技術コンサルタント料	技術指導を受けるのに要する経費	
委託費	委託研究、設計を含めた加工等、他社のノウハウを活用するために外部依頼する経費	
その他	会議費、会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、調査研究費、消耗品費	

※1 成長分野

新エネルギー、次世代自動車、医療・福祉機器、ロボット、航空宇宙、光、環境

※2 「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

1. 中小企業者(中小企業基本法第2条第1項に該当するもの)

2. 企業組合

3. 協業組合

4. 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、別に定めるもの(詳しくは裏面記載の産業財団HPをご参照ください)

※3 創業者

1. 創業5年未満(創業した年度の4月1日から起算して5年を経過していないものをいう)の中小企業者

2. 地域活性化事業による助成を受けた事業が終了してから1年以内に創業を予定している個人

※4 特定非営利活動法人

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づき認証された法人

※5 1. 県内に主たる事務所、事業所、住所を有する者。

2. 以下に該当する企業(いわゆる「みなし大企業」)は対象に含まない。

(1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者

(2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

(3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

3. 応募者又はその役職員が、暴力団等の反社会的勢力でないこと、また、反社会的勢力との関係を有しないこと。

地域の課題や資源に着目した新製品や新役務の提供

革新企業支援チーム TEL:054-273-4434

事業名 (助成率、単年度限度額)(期間)	事業内容	対象者 ^(※5)
地域密着ビジネス 新事業助成事業 (2/3以内、100万円) (1年以内)	健康・福祉、環境保全、教育支援、観光など地域の課題や資源に着目して新製品や新役務を提供する事業	ア又はイに掲げるもの ア 新事業を開始してから5年以内の中小企業者 ^(※2) 又は特定非営利活動法人 ^(※4) イ 当助成事業終了後1年以内に新事業を開始する予定の創業者 ^(※3) 、中小企業者 ^(※2) 又は特定非営利活動法人 ^(※4)
対象経費		
専門家謝金	専門知識を有する者を専門家として依頼し、指導・相談等を受けた場合の謝礼に要する経費	
専門家旅費	専門知識を有する者を専門家として依頼し、指導・相談等を受けた場合の旅費に要する経費	
職員旅費	助成対象者が会議の出席又は情報収集等を行うための旅費に要する経費	
施設改修費	当該事業の遂行に必要な工場・店舗等施設の改修費に要する経費	
機器購入費	当該事業の遂行に必要な事務機器・製造機械等の購入費用に要する経費	
外注加工費	試作品の開発・製造・加工を委託する際に要する経費	
委託費	当該事業遂行に必要な調査等を委託する際に要する経費	
その他	調査研究費、宣伝広告費、ホームページ作成費	

販路開拓

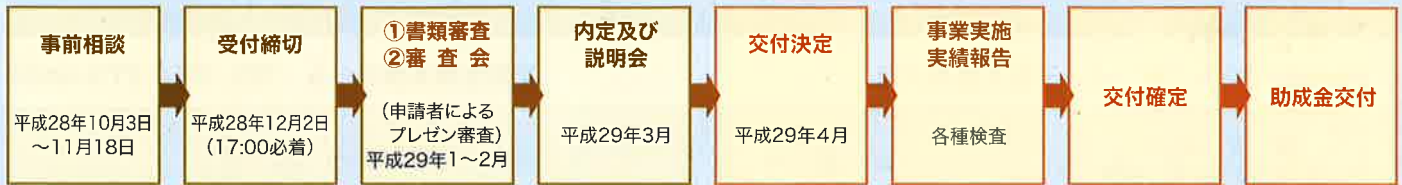
取引支援チーム TEL:054-273-4433

事業名 (助成率、単年度限度額)(期間)	事業内容	対象者 ^(※5)
地域密着ビジネス 新事業助成事業 (販路開拓) (1/2以内、100万円) (1年以内)	地域産業の振興を図るため、新製品等の販路開拓を行う事業	中小企業者(日本標準産業分類の大分類Eの製造業に属する者に限る) ^(※2)
対象経費		
専門家謝金	専門知識を有する者を専門家として依頼し、指導・相談等を受けた場合の謝礼に要する経費	
専門家旅費	専門知識を有する者を専門家として依頼し、指導・相談等を受けた場合の旅費に要する経費	
職員旅費	助成対象者が販路開拓の為の展示会出展等を行う場合の旅費に要する経費	
委託費	専門知識・技術を必要とする部分について、第三者に委託する際に支払われる経費	
その他	会議費、会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、調査研究費、宣伝広告費、通送料、翻訳料、消耗品費、会場整備費、保険料、研修・講習会費、ホームページ作成費	

地域活性化事業について

産業財団は、独立行政法人中小企業基盤整備機構の「地域中小企業応援ファンド事業」を活用して造成した90億円の基金(拠出元: (独)中小企業基盤整備機構、静岡県、産業財団)運用益を活用し、県内産業振興を目的に研究開発や販路開拓を行う中小企業者等に対して助成を行っています。

スケジュール



◆事前相談について [平成28年11月18日(金)までに受けて下さい。]

- ・各助成事業の趣旨や助成対象経費等について理解をいただく為には大変重要です。
- ・仮作成した申請書類等を、あらかじめ担当事務局にEメールもしくは直接ご持参いただきますと、より具体的なご案内が可能です。
- ・申請企業からの相談に限ります。
- ・審査委員に関するご質問・ご相談には応じられません。
- ・事前相談なしに申請された場合、申請額を減額することがありますので、予めご了承ください。(対象外経費の計上等)

注意事項 「地域活性化基金事業助成金交付要綱」及び「募集要項」を以下HPからご確認ください。

◆申請に関して

- 提出された申請書類は返却しません。
- 締切後の提出書類に関する追加・変更・訂正等には応じかねます。
- 応募状況、審査結果等に関するお問合せには一切応じません。
- 審査会・説明会等の交通費等は、申請者様の負担とさせていただきます。
- 静岡県税等を滞納・分納している場合は、対象となりません。
- 同一・類似の課題名又は内容で、他の公的な助成金・補助金を受けているもの又は採択が決定しているものは対象となりません。
- 地域活性化事業における助成金の連続使用に関して、一部制限があります。詳細はお問い合わせ下さい。
- 申請は、地域活性化事業全体で、1社1件に限ります。

◆採択後

- 提出された申請書・報告書等は事務局の管理下におかれ、地域活性化事業に係る活動以外の用途に使用されることはありません。なお、採択時や事業終了後、採択された申請者名・所在地・研究テーマ・概要等が産業財団のHP・成果集等で公表されます。書類作成、機密事項等の記載につきましては、申請者の判断によりお願いします。
- 事業計画に記載した経費で交付決定したものであっても、その後の中間検査及び完了検査で事務局が対象外と判断したのものについては、自己資金で対応していただきます。
- 助成事業者は、助成期間終了後も事業化に努める必要があり、最長10年間、毎年度終了後、過去1年間の事業化状況に係る「成果報告」の義務があります。(毎年度ごとの決算報告書の提出も必要です)
- 助成事業及び特許権等の実施あるいは、譲渡等によって相当の利益を得たと理事長が認めた場合には、交付を受けた助成金の全部又は一部に相当する金額を産業財団に納付しなければならないことがあります。
- 事業内容及び成果は、(独)中小企業基盤整備機構・静岡県・産業財団等が主催する催事での展示や作成する各種発行物での記事掲載などの協力をしていただきます。
- 事業実施に伴う成果物や経理書類等については、事業終了後5年間保存していただきます。助成事業期間中もしくは助成事業終了後に行なわれる検査・監査等により不適切な事項が判明した場合、たとえ助成金の交付または交付決定がなされたものであっても、交付された助成金の一部または全額の返還請求を受けたり、または交付決定自体が取り消しとなる場合があります。

申請・問い合わせ先

助成事業名	担当事務局	お問い合わせ
産学官連携研究開発助成事業 中小企業研究開発助成事業 創業者研究開発助成事業 静岡新産業集積クラスター研究開発助成事業	研究開発支援チーム	054-254-4512 sangyou@ric-shizuoka.or.jp
地域密着ビジネス新事業助成事業	革新企業支援チーム	054-273-4434 joho@ric-shizuoka.or.jp
地域密着ビジネス新事業助成事業<販路開拓>	取引支援チーム	054-273-4433 torihiki@ric-shizuoka.or.jp

公益財団法人 静岡県産業振興財団 〒420-0853 静岡市葵区追手町44-1 静岡県産業経済会館4階

申請書類のダウンロード・詳細は
産業財団HPをご覧ください!

<http://www.ric-shizuoka.or.jp/chiiki/top.html>

過去の採択実績についてはコチラ(平成19年度以降のデータを掲載しています) ▶ <http://www.ric-shizuoka.or.jp/chiiki/saitaku.html>